

受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に係る手数料表

1. 信託受益証券機構加入者に対する手数料

手数料項目	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	<p>(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合</p> <p>a 細則第26条に規定する振替請求に基づく振替（次のb及びcの振替を除く。）においては、渡方信託受益証券機構加入者及び受方信託受益証券機構加入者</p> <p>b 細則第37条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替においては、渡方DVP参加者</p> <p>c 細則第41条に規定する振替請求又は同細則第42条第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては、受方DVP参加者</p>	振替 1件につき 150円
	<p>(2) 区分口座間振替等（次のaからcの振替をいう。）の場合</p> <p>a 細則第26条に規定する振替請求に基づく振替（同一信託受益証券機構加入者の区分口座間の振替に限る。）においては、渡方信託受益証券機構加入者及び受方信託受益証券機構加入者</p> <p>b 細則第40条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替においては、渡方信託受益証券機構加入者及び受方信託受益証券機構加入者</p> <p>c 細則第42条第2項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定請求が、他の信託受益証券機構加入者の信託受益証券機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に</p>	振替 1件につき 15円

手数料項目	徴収対象者	徴収料率	
	基づく振替においては、渡方信託受益証券機構加入者及び受方信託受益証券機構加入者		
	(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 日本証券クリアリング	振替 1件につき	75円
口座管理手数料			
口座残高比例部分	口座残高を有する信託受益証券機構加入者	月平均口座残高の受益権数について 5万以下の部分 5万超15万以下の部分 15万超30万以下の部分 30万超50万以下の部分 50万超70万以下の部分 70万超100万以下の部分 100万超200万以下の部分 200万超300万以下の部分 300万超の部分	1受益権につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円
	担保専用口に口座残高を有する信託受益証券機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について	1受益権につき 月額0.02円
抹消手数料	抹消に係る請求を行った信託受益証券機構加入者	請求 1件につき	200円
口座照会手数料	振替先口座等の照会を行う信託受益証券機構加入者	照会 1件につき	10円
	振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロードを行う信託受益証券機構加入者	ダウンロード 1件につき	10円
取次等手数料			
取次に係る手数料	分配金振込指定の取次ぎの請求を行う信託受益証券機構加入者	取次ぎの請求 1件につき	300円
証明書交付手数料			
信託受益証券振替口座簿記録事項証明書交付手数料	信託受益証券振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた信託受益証券機構加入者	Target 保振サイトによる提供の場合	請求 1件につき 500円
		書面による交付の場合	証明書 1通につき 500円

手数料項目	徴収対象者	徴収料率	
			ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。また、送付1件につき、1,000円を加算する。

- (注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、細則第36条第1項に規定する渡方現物清算参加者の信託受益証券機構加入者口座から日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の信託受益証券機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の信託受益証券機構加入者口座から日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの信託受益証券機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の信託受益証券機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった信託受益証券機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする。
2. 振替手数料について、当月中に新たに信託受益証券機構加入者となった場合又は信託受益証券機構加入者でなくなった場合の営業日数については、当該月の信託受益証券機構加入者であった期間の営業日数とする。
3. 当月中に新たに信託受益証券機構加入者となった場合又は信託受益証券機構加入者でなくなった場合の口座管理手数料については、各徴収料率を適用して算出した額に、利用営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。
4. 既に信託受益証券機構加入者である者が、当月中に区分口座の開設を受けた場合又は区分口座の一部を廃止した場合の口座管理手数料の信託受益証券機構加入者口座数比例部分については、各営業日における区分口座数の合計数を当該月の営業日数で除した数に徴収料率を適用して算出した額とする。
5. 口座管理手数料の口座残高比例部分は、信託受益証券機構加入者が有する信託受益証券の口座残高と、当該信託受益証券機構加入者が株式等振替制度において有する振替投資信託受益権の口座残高とを合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき、株式等振替制度において課金するものとする。
6. DVP口座に係る口座管理手数料の口座残高比例部分については、受入予定証券の月平均残高を受方DVP参加者の月平均口座残高に、担保指定証券の月平均残高を当該担保指定証券の差入れを行ったDVP参加者の月平均口座残高にそれぞれ加算して得た数に、各徴収料率を適用して算出した額から、各DVP参加者の月平均口座残高について計算した口座管理手数料における口座残高比例部分の手数料相当額を控除した額の合計額とする。
7. 口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1受益権以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売買単位の受益権数で除した数とする。
8. 抹消手数料については、信託受益証券の交付及び交換に係る一部抹消を対象とする。
9. 取次に係る手数料については、株式等振替制度の各種取次に係る手数料の徴収料率に基づいて課金する場合には(ただし、配当金振込指定の取次ぎの請求を行う場合に限る。)、本徴収料率に基づく課金は行わないものとする。
10. 信託受益証券振替口座簿記録事項証明書については、同一日に同一の種類(内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(Target保振サイトによる提供は1件)とする。
11. 信託受益証券振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、株式等振替制度の振替口座簿記録事項証明書交付手数料の徴収料率に基づいて課金するため、本徴収料率に基づく課金は行わないものとする。

2. 発行者に対する手数料

手数料項目	徴収対象者	徴収料率	
受益証券発行信託受益証券 保管振替決済制度利用料	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 22,000円	
		当月末までに到来した最終の計算期日に係る総受益者通知における 受益者数について 2万人以下の部分 2万人超10万人以下の部分 10万人超の部分	受益者 1人につき 月額 2.0円 1.4円 0.6円
新規記録手数料	新規記録に係る取扱銘柄の発行者	同一日における同一の種類の新規記録について 2万件以下の部分 2万件超10万件以下の部分 10万件超の部分	1件につき 200円 140円 60円

(注) 1. 発行者に対する手数料については、月ごとに算出する。

2. 発行者に対する手数料については、同一の発行者が複数の銘柄を発行している場合は、銘柄ごとに算出する。

3. 月中に取扱開始又は取扱廃止があった場合の受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度利用料については、各徴収料率を適用して算出した額に、取扱営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。

4. 新規記録手数料における新規記録の件数とは、新規記録を行う対象となる信託受益証券加入者の口座（自己口であるものに限る。）の数をいう。

5. 新規記録手数料については、新受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	徴収対象者	徴収料率
信託受益証券振替口座簿記録事項証明書交付手数料	信託受益証券振替口座簿記録事項証明書の請求を行った利害関係人	証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を加算する。

(注) 1. 信託受益証券振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、株式等振替制度の振替口座簿記録事項証明書交付手数料の徴収料率に基づいて課金する場合には、本徴収料率に基づく課金は行わないものとする。

以上